

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 古賀 伸子

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく
届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について（周知）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

先日、「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」を一部改正する旨の通知を周知
させていただいたところです（令和2年2月5日健健安第2276号）。

この度、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の要件について「WHOの公表内容から新型コロナ
ウイルス感染症の流行が確認されている地域」が以下の通り変更されましたので、お知らせします。

1 改正の概要

「新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の要件」イ及びウで示されている「WHOの公表内容
から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」を、

**「中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市（テグこういきし）、慶尚北道清道郡
（けいしょうほくどうチョンドぐん）、慶山（キョンサン）市、安東（アンドン）市、永川（ヨン
チョン）市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソングジュ）郡及び軍威（ゲンウイ）
郡、イラン・イスラム共和国ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、
ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタ
ン州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州及びロンバ
ルディア州並びにサンマリノ共和国」**とする。

2 適用期日

令和2年3月11日

3 添付資料

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に
基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」

（令和2年3月10日 厚生労働省事務連絡）

4 その他

- (1) 届出基準・届出様式（横浜市衛生研究所（感染症情報センター）ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/eiken/kansen-center/doko/todoke.html>

- (2) 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- (3) コロナウイルスとは（国立感染症研究所ホームページ）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus.html>

- (4) 新型コロナウイルス感染症について（横浜市保健所ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/yobosesshu/kansensho/20200127coronavirus.html>